

未登記家屋を所有している

未登記家屋の所有者が亡くなられたときは、当該物件の名義人を相続人に変更を行ってください。登記物件に関しては法務局での手続きとなります。

手続き・持ち物

- 未登記家屋名義人変更届
 - 実印
 - すべての相続人を明らかにする戸籍謄本
 - 印鑑証明(法定相続人全員)
 - 遺産分割協議書(または未登記家屋名義人変更承諾書)
 - 新しく名義人となる人の住民票(和泉市在住の方は省略可)

受付窓口

- 税務室 資産税担当
TEL 0725-99-8107

期限

▶速やかに

納税義務者または口座名義人である

納税義務者又は口座名義人が故人様の場合、口座振替ができなくなる場合がありますので、新規口座を申込の場合は届出をしてください。

手続き・持ち物

- 市・府民税、軽自動車税(種別割)、固定資産税・都市計画税の口座振替
 - 届出人の本人確認ができるもの(運転免許証等)
 - 新規申込口座がわかるもの
 - 新規申込口座の銀行届出印
 - 納税通知書(口座振替を希望する対象がわかるもの)

受付窓口

- 税務室 納税担当
TEL 0725-99-8109

期限

▶速やかに

身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者である

各種障がい者手帳の所持者が亡くなられたときは返納してください。

手続き・持ち物

- 各種障がい者手帳の返納
 - 各種障がい者手帳

受付窓口

- 障がい福祉課
TEL 0725-99-8133

期限

▶速やかに

重度障がい者医療証の所持者である

重度障がい者医療の対象者が亡くなられたときは返納してください。

手続き・持ち物

- 医療証の返納
- 医療証
- 相続人名義の振込先口座

受付窓口

- 障がい福祉課
TEL 0725-99-8133
- 和泉シティプラザ出張所
TEL 0725-57-6610

期限

▶速やかに

児童手当の受給者または支給対象児童である

児童手当受給者や対象児童が亡くなられたときは、届出してください。

手続き・持ち物

- 受給事由消滅届等
- 対象児童名義の振込先口座
(受給者が亡くなったとき)
- その他必要な書類

受付窓口

- 子育て支援室
こども支援担当
TEL 0725-99-8136
- 和泉シティプラザ出張所
TEL 0725-57-6610

期限

児童手当受給者が亡くなった場合

▶亡くなった日の翌日から
15日以内

支給対象児童が亡くなった場合

▶速やかに

ひとり親家庭医療証、こども医療証を所有している

各種医療の対象者が亡くなられたときは届出してください。

手続き・持ち物

- 各種医療証の返納等
- 各医療証
- その他必要な書類

受付窓口

- 子育て支援室
こども支援担当
TEL 0725-99-8136
- 和泉シティプラザ出張所
TEL 0725-57-6610

期限

▶速やかに

児童扶養手当の受給者または支給対象児童である

・18歳に達した年度の3月31日まで(障がいがある場合は20歳未満)の児童を養育する父または母等に支給されます。ただし、遺族年金を受けられる場合、年金額が児童扶養手当額より低い人は、その差額分の児童扶養手当を受給することができます。

・児童扶養手当受給者や対象児童が亡くなられたときは届出してください。

手続き・持ち物

- 資格喪失等
 - 新規認定請求等
- 受給対象でなくなる場合
(資格喪失)

- 児童扶養手当証書
- その他必要な書類

受給対象になる場合
(新規認定請求)

- 戸籍謄本(死亡者の記載のあるもの)
- 健康保険被保険者証
- 年金手帳
- その他必要な書類

受付窓口

- 子育て支援室
こども支援担当
- TEL 0725-99-8136

期限

▶速やかに

「母子・父子・寡婦福祉資金」貸付制度を利用している

母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度を利用されている人が亡くなられたときは届出してください。

手続き・持ち物

- 貸付の停止等
- 子育て支援室こども支援担当
までお問い合わせください。

受付窓口

- 子育て支援室
こども支援担当
- TEL 0725-99-8136

期限

▶速やかに

障がい児の通所受給者証を持っている

障がい児の通所受給者証を持っている世帯員が亡くなられたときは届出してください。

手続き・持ち物

- 通所受給者証の返納等
- 通所受給者証
 - その他必要な書類

受付窓口

- 子育て支援室
こども支援担当
- TEL 0725-99-8136

期限

▶速やかに

小・中学生の子どもがいる

経済的理由により、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対する支援です。所得金額ほか、認定要件があります。

手続き・持ち物

- 就学援助
- 振込希望 座がわかるもの

受付窓口

- 教育・こども部
学校教育室
Tel 0725-99-8159

期限

- ▶ 速やかに

水道・下水道使用者である □座名義人である

名義変更または使用休止の手続きをしてください。□座名義人が故人様の場合、□座振替ができなくなる場合がありますので、新規□座を申込の場合は届出をしてください。

手続き・持ち物

- 名義変更
- 使用休止
- □座振替先の変更
 - ・電話にて受付
 - ・□座振替先の変更の場合は、□座振替申込書をお送りしますので、手続き完了までしばらくお時間がかかります。

受付窓口

- 和泉市いぶき野
五丁目4-11
上下水道部
お客さまサービス課
Tel 0725-99-8149

期限

- ▶ 速やかに

市営住宅に入居している

市営住宅入居者(名義人・同居人)が亡くなられたときは、手続きしてください。

手続き・持ち物

- 市営住宅の返還、承継
- 市営住宅入居者の異動、収入認定
- 各種申請書
- 認印

受付窓口

- 建築住宅室
住宅政策担当
市営住宅グループ
Tel 0725-99-8190

期限

- ▶ 速やかに

市設墓地の名義人である

名義人が亡くなられたときは、相続人が継承してください。

手続き・持ち物

- 市設墓地の名義変更
 - 墓地承継使用許可申請書
 - 同意書等相続関係書類
- 詳しくはお問い合わせください。

受付窓口

- 市民室
市民生活グループ
TEL 0725-99-8120

期限

▶ 速やかに

犬を飼っている

犬の飼い主が亡くなられた等で、飼い犬の所有者・所在地が変更になる場合、変更届出書の提出が必要です。

手続き・持ち物

- 犬の死亡・登録事項変更届出書
 - 犬の死亡・登録事項変更届出書の提出
(市公式LINEでも申請可)
- ※環境省のシステムに登録されたマイクロチップ装着犬は除きます。

受付窓口

- 健康づくり推進室
予防推進担当
TEL 0725-47-1551

期限

▶ 速やかに

森林を相続された人

相続により森林の権利を取得した場合は届出をしてください。

手続き・持ち物

- 森林の相続の届出
 - その森林の土地の登記事項証明書(写しでもよい)、又は、土地売買契約書、相続分割協議の目録、土地の権利書などの写しで権利を取得したことが分かる書類
 - その森林の土地の位置を示す図面(任意の図面に大まかな位置を記入)

受付窓口

- 産業振興室 農林担当
TEL 0725-99-8125

期限

▶ 所有者となった日から90日以内

ごみの処理(持込)が必要な人

手続き・持ち物

- 泉北クリーンセンターへ持込(有料)(事前予約要)
※受付時間:月～金
12:45～16:30

受付窓口

- 生活環境課
TEL 0725-99-8122
- 泉北クリーンセンター
TEL 0725-41-2030

期限

▶ 特になし

ごみの処理(依頼)が必要な人

手続き・持ち物

- 臨時ごみとして収集運搬業者へ依頼(有料)

受付窓口

各地域の日常ごみ収集業者に直接電話でお申し込みください。
わからない場合は
● 生活環境課
TEL 0725-99-8122

期限

▶ 特になし

農地を相続された人

和泉市内の農地(賃借権を含む)を相続したとき、農業委員会に届出が必要です。

手続き・持ち物

- 農地所有者の名義変更
- 届出書
- 相続関係書類一式(写)または相続後の土地の全部事項証明書(写)など

受付窓口

- 農業委員会事務局
TEL 0725-99-8156

期限

▶ 相続を知った時から
10ヶ月以内

生活保護を受給している世帯

葬祭扶助の相談・申請は必ず葬儀前をお願いします。

手続き・持ち物

- 葬祭扶助の相談・申請

受付窓口

- 生活福祉課
TEL 0725-99-8134

期限

葬祭扶助の申請
▶ 葬儀前